

平成30年度第1回北栄町地域福祉推進計画策定委員会

日時 平成30年10月16日（火）

午後1時30分から

場所 大栄農村環境改善センター会議室3

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 委員長、副委員長の互選について

(2) 北栄町地域福祉推進計画について

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

4 連絡事項

『地域づくりフォーラム開催』について

日時：10月30日（火）19時～20時30分

会場：北栄町大栄農村環境改善センター

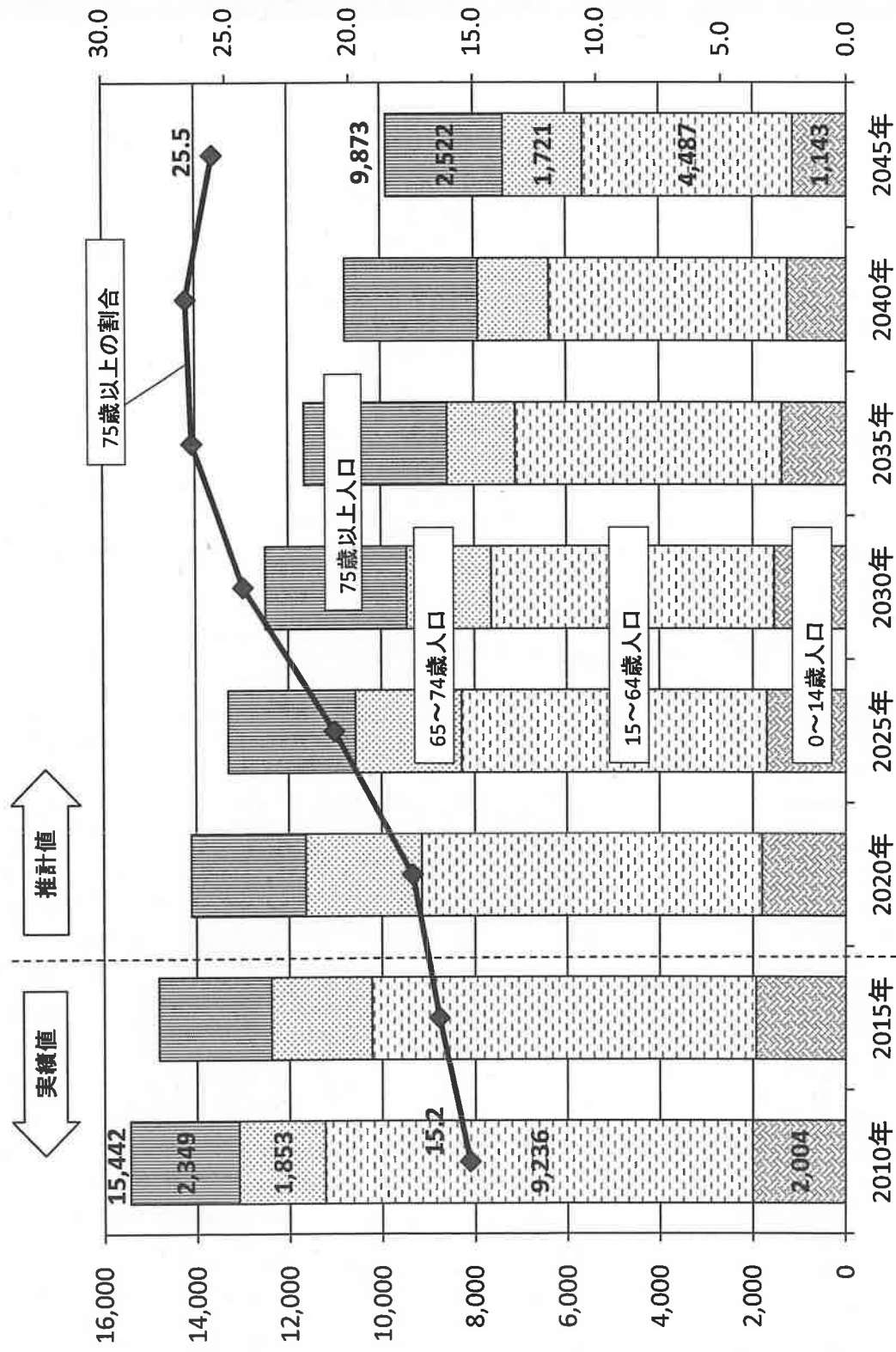
①講演：「みんなでつくる！身近な地域での支え合い」

講師：土屋幸己さん

②取組発表「北栄町での支え合いの取り組み」

5 閉 会

北栄町の人口推計



「地域福祉計画」の策定の背景

(今まで)

介護保険法、障害者総合支援法、子ども子育て支援制度など、各制度の整備が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りのシステムでは必要なサービスを用意することが困難になってきた。



(これから)

地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。
(地域共生社会の実現)

「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」

地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画

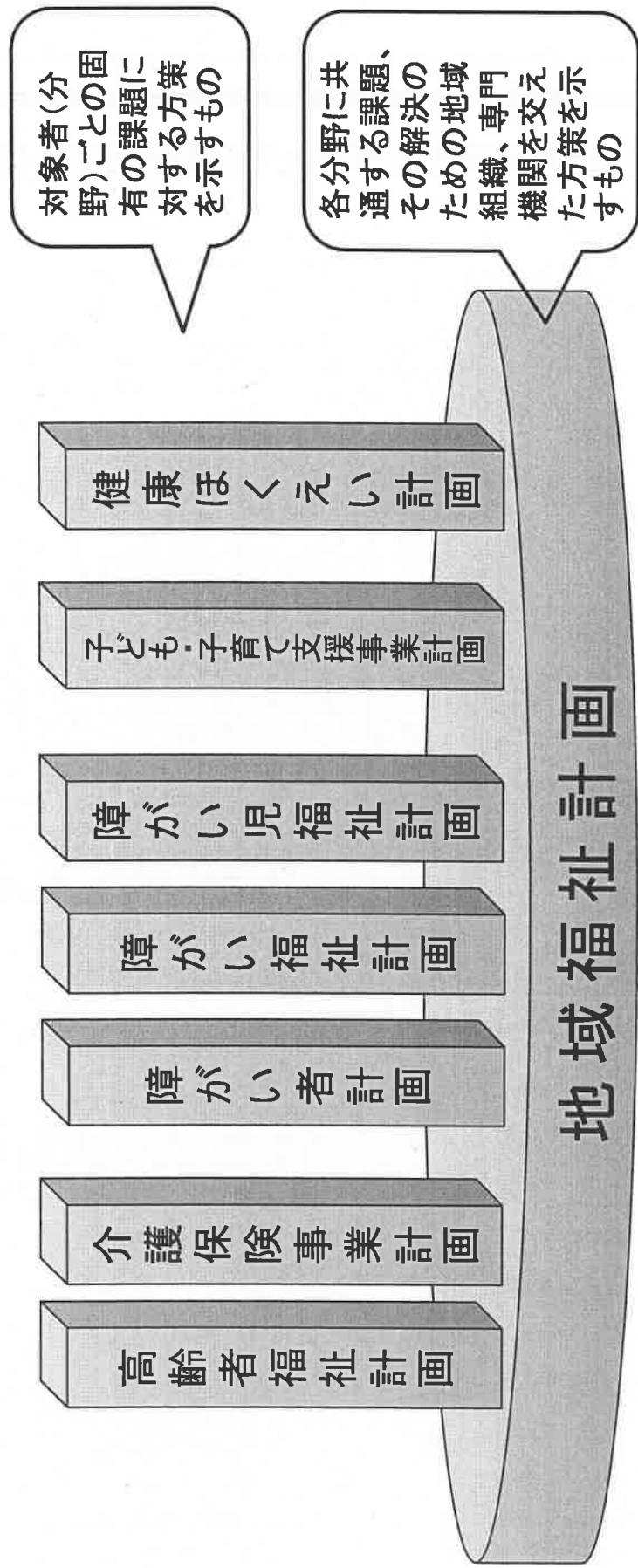
- 地域の助け合いによる福祉を推進するために、「顔の見える関係づくり」「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画

○策定主体：市町村

○策定方法：地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て策定する。

「地域福祉計画」の位置づけ

- 地域福祉計画は、保健・福祉分野の対象者(分野)毎の課題など固有の施策ではなく、対象者(分野)が共通する課題を解決するための地域組織、専門機関を交えた総合的な福祉の方策を示すものです。
- 他の個別計画との整合性・連携を図りながら住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標として策定します。



社会福祉法(第4条)

(地域福祉の推進)

③ 第4条 ① 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。



地域住民等は、支援を必要としている住民や世帯のあらゆる課題を把握し、課題を解決するために必要な関係機関と連携し、その課題の解決を図るよう留意する。

社会福祉法(第107条)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(※)
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



(※)各福祉施策における上位計画として位置づけ

高齢者・障がい者・児童などの福祉関連施策について、地域福祉の考え方を上位として念頭において、計画、実施することを求めている。

地域福祉計画に記載する各福祉分野に共通して取り込むべき事項の例

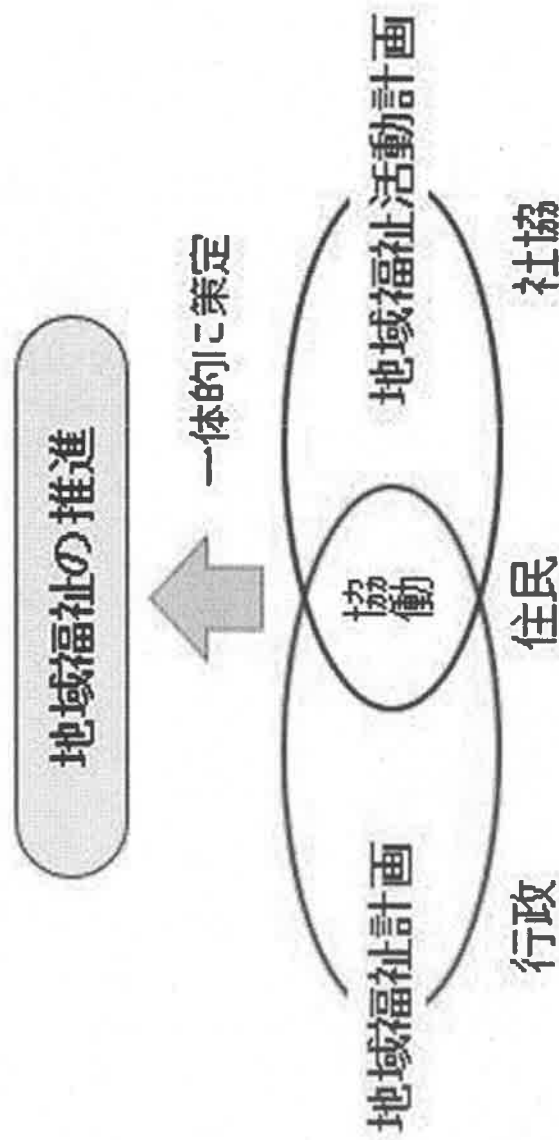
- ア. 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
- イ. 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ. 制度の狭間の問題への対応の在り方
- エ. 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- オ. 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ. 居住に課題を抱える人・世帯への横断的な支援の在り方
- キ. 就労に困難を抱える人への横断的な支援の在り方
- ク. 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ. 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ. 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ. 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ. 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス. 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- セ. 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ. 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ. 役所・役場内の全庁的な体制整備

地域福祉活動計画

地域福祉活動計画

社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民、福祉・保健等の関係団体が地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画。

つまり、地域住民やボランティア、当事者などが参加し、地域福祉をどのように推進していくかをまとめたもの。



※2つの計画の関係

「地域福祉計画」との関係では、地域の福祉課題や地域福祉推進の理念は共有化したり、その一部が重なり合う。相互に連携・協働することが重要。